

現代自動車の不法派遣に関する2014年9月18日付けソウル中央地方裁判所判決の解説

ソウル中央地方裁判所は2014年9月18日、現代自動車(以下「現代車」)の社内下請を不法時派遣として認める判決を宣告しました(2010gahap112450、2010gahap112481)。今回の判決は、従前大法院(最高裁)の現代車不法派遣判決(大法院2010年7月22日宣告2008du4367判決)の判例法理を確認しながらも、不法派遣が認められる範囲をコンベヤーベルト生産ラインで働く労働者であって正規雇用労働者と混在して配置された場合(従来判決事案の「艀装工程」)に絞らず、元請会社が運営する全体工程中で、元請会社所属の労働者の業務と密接に連動して労働を提供した協力会社所属の労働者に対しても、不法派遣が認められるという点を確認しました。以下では、今回の判決について詳細に説明します。

1. 現代車の社内下請を不法派遣と判断した理由

①**契約の内容**:現代車(又は現代グロービス)と協力会社との間に締結された請負契約の目的及び期限が明確ではなく、前金が労働力の提供自体に対する代価として与えられたことから、契約の目的が仕事の完成ではない労働力の提供それ自体にある点(一部原告らが所属された協力会社は、現代車と直接請負契約を締結したのではなく、現代グロービスとの間で契約を締結して現代車の生産管理及び出庫業務を行ったにもかかわらず、現代車の直接的な不法派遣の責任を認めました。).

②**業務遂行の過程**:現代車は、作業標準書等を通じて協力会社の労働者に対して実質的な指揮・監督をし、特に、コンベヤーベルトシステムを利用した工程はもちろん、その他の工程においても一連の作業が連続的に進行されなければならない自動車生産工程の特徴より、協力会社所属の労働者らの担当業務は現代車所属の労働者らの担当業務と密接に連動して行われ、一部工程の場合、現代車所属の労働者と協力会社所属の労働者とが昼夜交代で業務を遂行し、その業務内容の側面においても連続した業務を遂行することにより、その作業の結果が混合され、どちらの作業によるものなのかが区別し難い点。

③**契約当事者の適格性**:協力会社の業務は専門技術を要求せず、業務を遂行することにおいて利用する生産関連施設等は殆どが現代車の所有である反面、協力会社等は固有施設や資本等を業務に投入せず、現代車のみを相手にして事業を営んでいることなどより、現代車の社内下請は不法派遣にあたるとしました。

2. 不法派遣における使用者の責任

元請会社と協力会社との間の関係が不法派遣として認められる場合、協力会社の労働者は元請会社の労働者として看做されるか、元請会社が協力会社の労働者を直接雇用する義務を負担することになります。また、裁判所は、この場合において元請会社がみなし雇用や雇用義務の対象となる協力会社の労働者に対し、元請会社(現代車)の労働者の中で同種若しくは類似業務を遂行する労働者と同一の賃金(又は損害賠償)を支払わなければならないと判示しました。

3. 社内下請を利用している場合、もう一度リーガル・リスクを点検して下さい

まだ1審の段階であるために断言はできませんが、これまで不法派遣の認定範囲を徐々に広げてきた裁判所の態度を考慮すると、上級裁判所においても同じ基準が適用される可能性があります。万が一、貴社が社内下請を利用しているならば、上記の判例の基準に従ってもう一度法的リスクを点検して下さい。

上記の事項についてご質問等がありましたら、次の連絡先にご連絡していただければご相談を承ります。

● 李炳翰(パートナー弁護士)	TEL. 02 316 4208	E-Mail. bhlee@shinkim.com
● 奇映錫(パートナー弁護士)	TEL. 02 316 4021	E-Mail. ysgj@shinkim.com
● 金東昱(パートナー弁護士)	TEL. 02 316 1646	E-Mail. dwokim@shinkim.com
● 金潤希(パートナー弁護士、日本語対応可)	TEL. 02 316 4025	E-Mail. yhekim@shinkim.com
● 金鍾守(弁護士)	TEL. 02 316 1678	E-Mail. jsokim@shinkim.com
● 金鍾炫(弁護士)	TEL. 02 316 1721	E-Mail. johkim@shinkim.com

Chambers Asia-Pacific Awards 2014
South Korea Law Firm of the Year : Shin & Kim

